利府町公告第２１号

条件付一般競争入札を執行するので、地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号。以下「政令」という。）第１６７条の６の規定により、次のとおり公告する。

令和８年７月７日

利府町長　　熊　谷　　大

宮城県宮城郡利府町長之印

１　条件付一般競争入札に付す工事

（１）　工事番号　令和８年度　利営工第３号

（２）　工 事 名　庁舎空調設備及び受変電設備等改修工事

（３）　施工場所　利府町利府字新並松４番地　地内

（４）　工　　期　契約締結日の翌日（ただし、この日が利府町の休日を定める条例（平成元年利府町条例第２８号）第１条に規定する休日に当たるときは、その翌日）から令和１２年１月３１日まで

（５）　工事概要

①　施設概要

主要用途	町役場庁舎
敷地面積	２５，０６４．７５㎡
構　　造	鉄骨鉄筋コンクリート造及び鉄骨一部鉄筋コンクリート造
延床面積	８，０９４．５８㎡

②　工事概要

機械設備改修工事

空気調和設備工事	
空冷チラー	１台
空気調和機	３台
ﾊﾟｯｹｰｼﾞ形空調機	２９基（室外機）
換気設備工事	４５台
自動制御設備工事	一式

電気設備改修工事

受変電設備工事	
屋外キュービクル（1,100KVA）	８面
発電設備工事	１台
複合防災盤工事	一式

建築改修工事

設備架台基礎・鉄骨工事	一式
建具工事	１９か所
内装工事	一式
外構工事	一式

（６）　契約条件

ア　利府町財務規則（平成１３年利府町規則第１１号）による。

イ　契約保証金　契約金額の１０％以上の額

ウ　前　払　金　有

エ　支払方法　完成払（前払金の支払がある場合は前払金を除く額）

（７）　予定価格　事後公表

（８）　低入札価格調査に係る調査基準価格及び失格基準価格　設定あり

（９）　入札方式　本工事は、価格以外の要素と価格を総合的に評価し落札者を決定する利府町建設工事総合評価落札方式（特別簡易型）（以下「総合評価方式」という。）を用いる。

（１０）週休２日工事　「国土交通省直轄営繕工事における週休２日の取組方針について」（令和８年３月２７日付け国会公契第２４号、国営管第６２４号、国営計第１８３号、国営建技第１１号通知）に基づく。

２　入札参加資格

特定建設工事共同企業体（２者若しくは３者の自主結成で、各構成員の出資割合は２０パーセント以上とし、代表者の出資比率は構成員中最大とする。また、共同企業体の取扱いは利府町建設工事共同企業体運用基準の定めによる。）又は単体企業であること。ただし、入札に参加する同一の企業は、建設工事共同企業体又は単体企業のいずれかの形態をもって同時に参加することはできない。

（１）入札参加資格（共通事項）

ア　利府町から令和７年度及び令和８年度建設工事競争入札参加資格の承認を受けている者であること。

イ　政令第１６７条の４第１項の規定に該当しない者であること。

ウ　宮城県建設工事入札参加資格登録業者等指名停止要領又は利府町建設工事等入札参加登録業者指名停止要領（平成１９年３月３０日町長決裁）に基づく指名停止を受けていないこと。

エ　この工事に係る設計業務の受託者でないこと。また、この工事に係る設計業務受託者と資本面及び人事面において関連がないこと。

オ　利府町契約における暴力団等排除措置要綱（平成２０年利府町告示第６０号）別表各号に規定する次のいずれにも該当しないこと。

なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。

（ア）　入札に参加しようとする者の役員等（法人の場合は、非常勤を含む役員及び支配人並びに支店若しくは営業所の代表者、その他の団体の場合にあっては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合にあってはその者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号。以下「暴対法」という。）第２条第６号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であるとき、又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。

（イ）　入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第２条第２号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、暴力団員若しくは暴力団関係者（以下「暴力団等」という。）の威力を利用する等していたと認められるとき。

（ウ）　入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等が経営又は運営に関与していると認められる法人、組合等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与する等、積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

（エ）　入札に参加しようする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

（オ）　入札に参加しようする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引をしたり、又は不当に利用していると認められるとき。

カ　次に掲げる届出の義務を履行していない者（当該届出の義務がない者を除く。）でないこと。

（ア）　健康保険法（大正１１年法律第７０号）第４８条の規定による届出の義務

（イ）　厚生年金保険法（昭和２９年法律第１１５号）第２７条の規定による届出の義務

（ウ）　雇用保険法（昭和４９年法律第１１６号）第７条の規定による届出の義務

キ　民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づく、再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

ク　会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づく、更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

ケ　他の入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。

（２）共同企業体の代表者又は単体企業の資格

ア　次のいずれにも該当する配置技術者を工事現場に専任で配置できること。

（ア）　入札執行日の前日までに、この工事に対応する建設業法の許可業種に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者

（イ）　入札執行日の前日から起算して３月以上前から（ハローワークを通じた新規雇用の場合は入札期日の前日において）当該入札参加業者と直接的な雇用関係にある者

イ　宮城県内に本社又は工事請負契約締結について本社から委任されている支店若しくは営業所を有している者で、建設業法第２７条の２９第１項に規定する経営規模等評価結果通知書における管工事又は電気工事の総合評定値（Ｐ）が８５０点以上であること（評定値は、直近の審査による。）かつ、建設業法第３条第１項の管工事業又は電気工事業に係る特定建設業の許可を有すること。

（３）共同企業体の代表者以外の構成員の資格

ア　次のいずれにも該当する配置技術者を工事現場に専任で配置できること。

（ア）　入札執行日の前日までに、この工事に対応する建設業法の許可業種に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者

（イ）　入札執行日の前日から起算して３月以上前から（ハローワークを通じた新規雇用の場合は入札期日の前日において）当該入札参加業者と直接的な雇用関係にある者

イ　宮城県内に本社を有している者で、建設業法第２７条の２９第１項に規定する経営規模等評価結果通知書における管工事又は電気工事の総合評定値（Ｐ）が７００点以上であること（評定値は、直近の審査による。）

（４）共同企業体の構成要件

ア　共同企業体は次のいずれかの構成とする。

（ア）　（２）の資格を有する代表者と（３）の資格を有する管工事かつ電気工事の３者構成

（イ）　（２）の資格を有する代表者と（３）の資格を有する管工事又は電気工事の２者構成（異業種による構成に限る。）

３　総合評価項目及び落札候補者決定基準

総合評価方式における評価項目及び評価基準は、利府町建設工事総合評価落札方式（特別簡易型）落札候補者決定基準（以下「落札候補者決定基準」という。）に示すとおりとする。ただし、この入札に限り、落札候補者決定基準中５の同種工事の条件①から④までの評価点の対象となる工事については、「平成２８年７月以降、元請として国又は地方公共団体から受注し、引渡しが完了した延床面積５，０００㎡以上の既存公共施設における空調設備の新設工事又は改修工事の施工実績を有している者」と、落札候補者決定基準中共同企業体として入札参加する場合には「代表企業」との記載は、「構成企業のいずれか」と読み替えるものとする。

４　入札手続等

（１）　担当係

区　分	担　当　係	電話番号	住　　所
入札・受付 担　当　係	利府町企画部 財務課 管財契約係	022- 767-2116	〒981-0112 利府町利府字新並松４番地
工事担当係	利府町都市開発部 都市整備課 営繕係	022- 767-2342	同　　上

（２）　入札参加申請書類の交付等

入札参加申請書類の交付の期間及び場所は、６の表に示すとおりとする。

（３）　設計図書等の閲覧

この工事に係る仕様書、図面及び契約条項（以下「設計図書等」という。）を閲覧に供する。

ア　閲覧の期間及び場所は、６の表に示すとおりとする。

イ　設計図書等に対する質問について

（ア）　設計図書等について質問がある場合は、閲覧場所に備え付けてある質問書に記入の上、６の表に示す期間に指定の場所に提出するこ

と。

（イ）　質問書に対する回答書は、６の表に示す期間及び場所で閲覧に供する。

ウ　設計図書等の複写について

閲覧期間中、設計図書等については１日を限度として無償で貸し出し、複写することを認める。

（４）　入札の日時、場所等

入札の日時及び場所は、６の表に示すとおりとする。

５　入札参加資格の確認等

（１）　申請書類

入札参加希望者は、次に掲げる書類を提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

ア　入札参加資格確認申請書　１部
イ　建設業等の許可の写し　１部
ウ　総合評定値の通知の写し　１部
エ　申請者の所在地及び名称を記載し、返信用切手を貼付した所定の返信用封筒１枚
オ　町から連絡するときの窓口となる申請者の社員の名刺１枚
カ　条件付一般競争入札別記様式１～３　各１部
キ　総合評価技術資料調書の内容を確認できる資料等の写し　各１部
ク　入札保証金納付書発行依頼書又は免除申請書　いずれか１部
ケ　共同企業体入札参加資格審査申請書
コ　共同企業体協定書の写し
サ　委任状
シ　２の（３）に掲げる共同企業体の代表者以外の構成員の資格を確認できる資料（国家資格を有していることが分かる証明書の写し及び雇用関係を確認できる書類等の写し）

※共同企業体として入札参加する場合はケ～シの書類を別途提出すること。

（２）　申請書類及び総合評価技術資料の作成に係る費用は入札参加者の負担とし、提出された申請書類は返却しない。

（３）　入札参加資格確認申請書類の提出・受付の期間及び場所は、６の表に示すとおりとする。

（４）　入札参加資格の有無については、６の表に示す期日に通知する。

（５）　入札参加希望者は、入札参加資格を有すると認められなかった場合はその理由について書面で問合せをすることができる。

（６）　（５）の問合せをする場合は、その旨を記載した書面を４の（１）の入札・受付担当部署に提出すること。

6　入札日程

手　続　等	期間・期日・日時	場　　所
入札参加申請書類の交付	令和８年７月８日（水）から	利府町ホームページ
設計図書等の閲覧（複写）	同　　上	利府町役場　都市開発部 都市整備課　営繕係
質問書の受付	令和８年７月８日（水）から 同年７月２３日（木）まで	同　上
回答書の閲覧	令和８年７月２１日（火）から 同年８月６日（木）まで	同　上
入札参加申請書類の提出・受付	令和８年７月８日（水）から 同年７月２３日（木）まで	利府町役場　企画部 財務課　管財契約係
入札参加資格確認通知書発送	令和８年７月２８日（火）	
入札執行日時（落札候補者決定）	令和８年８月７日（金） 午前１０時００分から	利府町利府字新並松４番地 利府町役場
落　札　者決定通知発送	令和８年８月１２日（水）	

（注）　入札参加申請書類の提出を受け付ける時間は、利府町の休日を定める条例第１条に規定する休日を除く日の午前９時から午後４時まで（正午から午後１時までを除く。）とする。

7　入札方法等

（１）　郵送、電報及びファクシミリによる入札は認めない。

（２）　落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の１００分の１０に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の１１０分の１００に相当する金額を入札書に記載すること。

（３）　入札執行回数は、２回とする。

8　入札保証金に関する事項

利府町財務規則第７６条、第７７条、第７８条及び第７９条並びに利府町建設工事執行規則（平成１１年利府町規則第１５号）第８条、第９条及び第１０条の規定による。

９　工事費内訳書の提出

（１）　入札に際し、入札書に記載されている入札金額と同額となる工事費内訳書を提出すること。

（２）　工事費内訳書の様式は任意とするが、必ず商号又は名称を明示の上、数量、単価及び金額を明らかにすること。

１０　入札の無効

本公告に示した入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者のした入札並びに建設工事に係る条件付一般競争入札要綱（平成１３年１月１５日町長決裁）及び利府町競争入札等参加者心得（平成２９年３月３１日町長決裁。以下「入札参加心得」という。）において示した条件に違反した者のした入札は、無効とする。

なお、入札参加資格のある旨確認された者であっても、確認の後、入札時点において２に掲げる要件のいずれかを満たさなくなった者のした入札は、無効とする。

１１　落札者の決定方法

（１）　入札価格が利府町建設工事執行規則（平成１１年利府町規則第１５号）第１１条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内にあるもので、落札候補者決定基準により算出された総合評価点の最も高い者を落札候補者とする。ただし、本入札は「調査基準価格」を設定するため、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した者のうち、次に総合評価点の高い者を落札候補者とすることがある。

（２）　調査基準価格を下回った入札があった場合は、その入札を保留し、落札候補者は後日決定する。その際、低入札価格を調査する基準となる利府町低入札価格調査制度実施要綱（平成１２年５月１日施行）に基づいた調査を実施するため、調査基準価格を下回った入札を行った者は、事後の事情聴取に協力すること。

（３）　失格基準価格を下回る入札を行った者は低入札価格調査を実施せず失格とする。

（４）　総合評価点が最も高い者が２者以上あるときは、入札価格が低い者を落札候補者とし、入札価格が同じ場合は、くじ引きにより落札候補者を決定する。

（５）　落札候補者の入札参加資格の審査は、建設工事に係る条件付一般競争入札要綱及び落札候補者決定基準により審査する。

（６）　落札候補者を落札者と決定したときは、直ちに当該落札候補者に落札決定した旨を通知する。ただし、低入札価格調査後、落札者が決定したときは、その結果を入札者に対して書面で通知する。

１２　契約保証金

請負代金額の１００分の１０以上の額とする。ただし、利府町建設工事執行規則第２３条に該当する場合は、納付を免除する。

１３　契約の締結

落札者の決定後、この入札に係る請負契約締結までの間においては、当該落札者が２に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった場合には、当該請負契約を締結しないものとする。

１４　配置予定の技術者

落札者は、５の（１）に掲げる条件付一般競争入札別記様式３（配置予定の技術者に関する調書）に記載した技術者を当該工事に配置しなければならない。

なお、当該工事が完了するまで、原則として技術者の変更は認めないこととする。

１５　その他

（１）　入札参加者は、利府町競争入札等参加者心得を熟読し遵守すること。

（２）　関係図書等の閲覧

利府町競争入札等参加者心得、利府町建設工事執行規則については、利府町ホームページにおいて閲覧できる。